泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託

募　集　要　項

令和８年１０月

泉　南　市

目　次

１ 本書の位置づけ 1

２ 本委託の概要 1

（１） 目的 1

（２） 本委託の概要 1

（３） 委託費の内容及び上限 6

（４） 事業者との契約 6

（５） 事業者の業務範囲 6

（６） 再委託 6

（７） 関連する法令等の遵守 7

（８） 募集要項等の変更 7

３ 応募手続き等 8

（１） 募集及び選定の方法 8

（２） 事業者選定の手順 8

（３） 参加資格要件 9

（４） 応募手続き 12

（５） 応募手続きに関する留意事項 15

（６） 提出書類の取扱い 16

４ 業務の実施に関する事項 17

（１） 委託料の支払い 17

（２） モニタリングの実施 17

５ その他 17

（１） 応募に伴う費用負担 17

（２） 使用する言語、通貨単位等 17

（３） 情報公開及び情報提供 17

（４） 問合せ先・書類の提出先 17

別紙　リスク分担（案） 18

１ 本書の位置づけ

本募集要項は、泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託（以下「本委託」という。）を受託し、履行する事業者（以下「事業者」という。）を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

２ 本委託の概要

（１） 目的

泉南市（以下「本市」という。）においても、全国の地方公共団体と同様に、市内の道路、河川、公園等の社会基盤となる公共施設（以下、「インフラ施設」という。）の多くが建設からおよそ 40 年を経過し、多くのインフラ施設が一斉に老朽化していくことが課題となっている。また、本市の技術職員数についても、急速に減少することが予想されており、将来にわたり持続可能なインフラ施設の管理体制を早急に構築する必要がある。

この課題解決のために、本市は、令和５年度よりインフラ施設の包括的な管理業務委託の導入検討を開始し、インフラ施設に対する官民連携の仕組みの導入について検討を重ねてきた。

本委託を導入することにより、業務の効率化及び迅速化に加え、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用が可能となる。本委託は、本市のインフラ施設を利用する市民が将来にわたり、安全・安心して生活できる環境を確保することを目的とするものである。

（２） 本委託の概要

ア　委託名

泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託

イ　対象区域

本委託の対象範囲は、本市の山手エリア（国道 26 号を境に南側の地域）を対象とする。

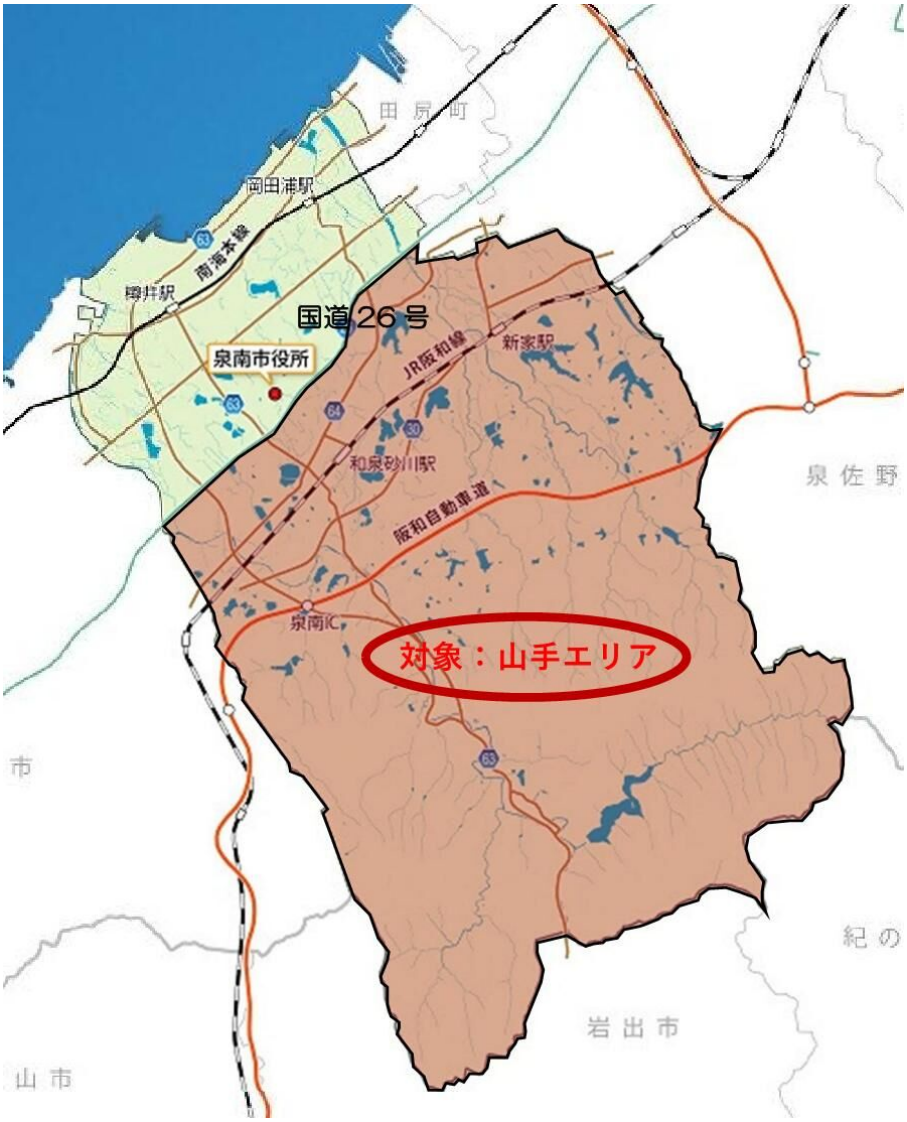


図 1　本委託の対象範囲

ウ　対象施設

対象施設は、表 1 に示すとおりである。

表 1　本委託の対象業務

管理対象			数量	備考
道路	市道	254 路線	143,107m	
	橋梁		53 橋	
	道路付属物	道路照明灯	322 基	
		防犯灯	3,655 基	
		道路反射鏡	1,095 基	
公園・緑地		都市公園	78 箇所	
		緑地	約 20 箇所	道路沿いの緑地は対象外
		児童遊園	7 箇所	
農業公園			1 箇所	既存の民間事業者が運営を担うエリアは除く
河川			10 河川	準用河川・普通河川
法定外公共物※		排水路	対象エリア内	
		用水路	対象エリア内	
		里道	対象エリア内	
		農道	約 22,000m	
林道※			約 20,400m	
排水管			約 22,700m	別図参照

※施設は対象エリア内に多数存在し、管理区域等についても多岐にわたるため、軽微修繕・補修の実施判断が難しい場合、本市と事前に協議すること。

エ　業務内容

業務は、総価契約対象業務及び単価契約対象業務とし、詳細は「要求水準書」に示すとおりとする。なお、総価契約対象業務のうち、軽微修繕・補修は、１件あたり 50 万円未満の業務を含むものとし、別途 50 万円以上 200 万円未満の修繕業務（道路舗装修繕）を単価契約として実施する。

表 2　対象業務

対象業務	業務細目	業務概要※2
共通業務	統括管理業務	統括マネジメント（業務の管理体制の構築、運用、発注)、業務計画書等の作成、定例会の開催、セルフモニタリングの実施等
	電話対応業務（コールセンター）	要望・苦情等受付
	記録作成・保管業務	実施した業務内容の記録・保管
	業務終了時の引継ぎ業務	業務の引継ぎ資料作成
	巡回業務	定期巡回、緊急巡回、軽作業
	災害対応業務	水防、初動対応
道路関連業務※1	道路施設軽微修繕・補修業務	舗装・側溝・擁壁等の軽微修繕・補修
	交通安全施設補修業務	防護柵、標識、道路照明等の軽微修繕・補修
	道路反射鏡補修業務	道路反射鏡の軽微修繕・補修
	清掃業務	道路の清掃
	除草業務	道路の除草
	土砂・草木回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	道路の樹木剪定等
公園関連業務	公園施設軽微修繕・補修業務	公園施設の軽微修繕・補修
	照明灯補修業務	照明灯の軽微修繕・補修
	清掃業務	公園の清掃
	除草業務	公園の除草
	土砂・草木回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	公園の樹木剪定等
河川・排水路（法定外公共物）関連業務	河川・排水路施設軽微修繕・補修業務	河川・排水路施設の軽微修繕・補修
	排水路浚渫業務	排水路の浚渫
	清掃業務	河川・排水路の清掃
	除草業務	河川・排水路の除草
	土砂・草木回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	河川・排水路の樹木剪定等
農業公園関連業務	施設軽微修繕・補修業務	農業公園施設の軽微修繕・補修
	清掃業務	農業公園の清掃
	除草業務	農業公園の除草
	樹木剪定等業務	農業公園の樹木剪定等

対象業務	業務細目	業務概要※2
農業用水・農道・里道（法定外公共物）関連業務	農業用水施設軽微修繕・補修業務	農業用水施設の軽微修繕・補修
	農道・里道軽微修繕・補修業務	舗装・側溝等の軽微修繕・補修
	農道・里道（防護柵・反射鏡・標識等）補修業務	防護柵・反射鏡・標識等の軽微修繕・補修
	清掃業務	農道・里道の清掃
	除草業務	農道・里道の除草
	土砂・草木の回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	農道・里道の樹木剪定等
林道関連業務	林道軽微修繕・補修業務	舗装・側溝等の軽微修繕・補修
排水管関連業務	排水管施設軽微修繕・補修業務	排水管軽微修繕・補修・浚渫
単価業務	道路舗装修繕業務	道路舗装の損傷個所の修繕（見積額 50 万円以上 200 万円未満）

※1 橋梁含む

※2 軽微修繕・補修の実施については、「発注者」である「泉南市」に承諾を得るものとする。

オ　契約期間

契約締結日から令和 12 年８月 31 日まで

なお、インフラ施設の維持管理を行う期間は、以下の期間とする。

令和９年９月（予定）～令和 12 年８月 31 日まで

（３） 委託費の内容及び上限

本委託を実施するにあたり、本市は、事業者に総価契約対象業務の委託費を各年度にて前払いと精算にて支払う。また、単価契約対象業務の委託費は、確定した数量を乗じて個別に精算する。

本委託に係る総価契約対象業務の提案委託費の上限は、以下のとおりとする。なお、本提案委託費には消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

２９６，６６４，０００円

本委託に係る総価契約対象業務の提案委託費は、契約期間の総額とする。

見積額（提案価格）が提案委託費の上限を超過した場合は失格とする。

本委託に係る単価契約（道路舗装修繕業務）の提案施工単価の上限は、以下のとおりとする。なお、本提案施工単価には消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

６，０００円/㎡　舗装打換工(人力)(１層 t=50㎜)(再生密粒 13㎜、乳剤有)

単価契約業務は、本委託を実施する事業者と随意契約を締結するものとする。

見積額（提案価格）が提案施工単価の上限を超過した場合は失格とする。

（４） 事業者との契約

本市は、本委託を実施する事業者との間で、総価契約及び単価契約を締結する。

単価契約は、道路舗装修繕業務を対象とし、それ以外の業務については、総価契約の対象とする。

（５） 事業者の業務範囲

事業者が従事できる対象業務は、「共通業務」とする。ただし、「共通業務」の一部を第三者へ再委託することを可とする。

（６） 再委託

ア　再委託先の選定

・再委託先は、事業者選定時に協力表明書を提出した企業（以下「協力企業」という。）から選定すること。

・本委託の一部を協力企業以外の企業に再委託することは、原則として認めない。ただし、本市が承諾した場合はその限りではない。

・協力企業には、本委託の対象となる各業務を確実かつ円滑に実施するために、当該地域における業務実績や業務の特性における精通度、工事規模を踏まえ、できる限り市内に本店を有する企業（以下「市内企業」といい、市内企業以外の企業を「市外企業」という。）を選定すること。

・再委託先の選定は事業者の裁量によるものとするが、できる限り多くの協力企業の受注機会が確保できるように配慮すること。

イ　協力企業の変更

・事業者は、本委託の契約期間中に協力企業を本市が承諾した上で、追加することができる。協力企業を追加する場合は、当該企業からの協力表明書とともに更新した協力企業一覧表（市内企業)。協力企業一覧表（市外企業）の提出を行うこと。ただし、やむを得ない場合を除き、協力企業の交代や協力企業の取消は認めない。

・事業者は、市内企業から、協力企業への登録希望を受けた場合には、積極的に協力企業への追加を検討すること。

ウ　発注金額割合

・事業者は、再委託の総額が、提案審査書類において自らが提案した再委託の発注金額割合以上の金額となるよう、再委託を行うこと。

（７） 関連する法令等の遵守

本委託を実施するに当たって、事業者は関係法令（施行令、施行規則等を含む)、条例、規則、要綱等及び各種基準、指針等について遵守又は参照すること。

（８） 募集要項等の変更

本市は、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集（以下「募集要項等」という。）の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を本市ホームページにて公表する。

３ 応募手続き等

（１） 募集及び選定の方法

本委託は、本市のインフラ施設の包括的な維持管理において、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウ、効率的かつ効果的な業務の実施が求められることから、事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

（２） 事業者選定の手順

ア　選定委員会の設置

本市は、事業者の選定に当たり、事業者の選定を公平かつ適切に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成される泉南市ローカルインフラ群包括管理委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、事業者選定基準や募集要項等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、本公募への応募者から提出された提案審査書類の審査を行う。

イ　審査方法

応募者の審査は、参加資格確認及び提案審査の２段階で行う。応募者が１者であった場合も同様に参加資格確認及び提案審査を行うものとする。

なお、提案審査の際には、各応募者に対する提案内容のヒアリングを行う。

詳細は事業者選定基準に示す。

（ア） 参加資格確認

本市は、参加資格確認書類に基づき、応募者として備えるべき参加資格要件について審査する。参加資格が無いと認められる場合は、当該応募者を失格とする。

（イ） 提案審査

提案審査は、参加資格を有することが確認された応募者が提出する提案審査書類について、事業者選定基準に従い点数を付与し、最も得点の高い提案を行った応募者を優秀提案者、次に得点の高い提案を行った応募者を次点提案者として選定する。

ウ　優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

（３） 参加資格要件

ア　参加資格要件

本委託の公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、単独の企業であり、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- 応募者は、大阪府内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- 応募者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
- 応募者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号の規定による暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員等と関与があると認められないこと。
- 応募者は、「泉南市建設工事等指名停止要綱」による指名停止の措置を受け、その措置期間が経過しない者でないこと。
- 応募者は、募集要項の公表日から参加資格審査終了までの期間に、建設業法第 28 条第３項もしくは第５項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- 応募者は、本委託の公募に係る他の応募者との間に資本的・人的関係がないこと。

イ　責任者及び作業員の資格要件等

本委託を実施するにあたり、以下の責任者及び作業員を配置すること。

（ア） 統括管理責任者

統括管理責任者は、応募者が直接雇用する常勤の自社社員（正社員で、公募開始日において3か月以上の雇用関係を有する者に限る）である者を選定すること。

統括管理責任者は、本委託の統括マネジメント（業務の管理体制の構築、運用、発注)、各種計画書・報告書の作成、定例会の開催、セルフモニタリングの実施等を行うものとし、次の資格要件を満たす者を配置する。

・　１級土木施工管理技士又は技術士（総合監理部門）若しくは技術士（建設部門）の資格を保有している者であり、かつ、本委託の対象となるインフラ施設のいずれかについての維持管理業務（修繕・補修・点検等の業務）において、５年以上の実務経験を有する者

（イ） 業務責任者及び副業務責任者

業務責任者及び副業務責任者は、応募者が直接雇用する自社社員（正社員で、公募開始日において3か月以上の雇用関係を有する者に限る）である者を選定すること。なお、副業務責任者については、市が承諾した場合に限り、協力企業から選定することができる。

業務責任者及び副業務責任者は、本委託における各業務の技術上の管理を行うとともに、各業務に関して現場の作業員の指揮、監督を行う責任者であり、次のいずれかの資格要件を満たす者を配置する。なお、業務責任者は統括管理責任者との兼務を認める。

・　１級土木施工管理技士の資格を保有する者
・　２級土木施工管理技士の資格を保有しており、かつ本委託の対象となるインフラ施設のいずれかについての維持管理業務（修繕・補修等の業務）において、５年以上の実務経験を有する者

（ウ） 作業員

本委託の各業務を実施するにあたり、必要な作業員を配置すること。

作業員は、各業務の実施に際して関連する法規等で要求される資格のほか、十分な実務経験を有し、各業務を適切に実施できる者を配置すること。

ウ　災害に対する要件

災害緊急時に迅速な対応が可能な体制を構築すること。なお、体制の構築については、再委託先企業により構成することを可とする。また本体制は、大規模な地震等の対応が困難な場合を除くものとする。

エ　参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の受付締切日とする。

オ　参加資格の喪失

参加資格を有すると認められた応募者が、参加資格確認基準日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

（ア） 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間

応募者が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

（イ） 優先交渉権者決定から契約締結日までの間

当該期間に、応募者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合については、本市は契約を締結しない。本市は、これによる一切の責を負わない。

カ　本業務の予算について

本プロポーザルは、令和９年度予算成立前の契約準備行為として実施するものであり、令和９年度予算が成立しなかった場合は、契約を締結しないものとする。この場合において、本プロポーザルへの参加に要した費用について、本市は一切負担しないものとする。

また、本業務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算において減額又は削除があった場合、本市はこの契約を変更し、または解除することができる。また、この規定により本契約が変更し、または、解除された場合において受注者に損害が生じたときは、本市は受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は双方協議して定めるものとする。

（４） 応募手続き

ア　選定スケジュール

表 3　選定スケジュール

項目	日程
募集要項等の配布	令和８年 10 月 30 日（金）
募集要項等に関する質問受付	令和８年 11 月２日（月）～ 令和８年 11 月９日（月）
募集要項等に関する質問への回答公表	令和８年 11 月 18 日（水）
参加申込明書及び参加資格確認書類の受付	令和８年 12 月４日（金）～ 令和８年 12 月 11 日（金）
参加資格確認結果の通知	令和８年 12 月 18 日（金）
提案審査書類の受付	令和９年１月 20 日（水）～ 令和９年１月 22 日（金）
ヒアリングの実施	令和９年２月下旬
提案審査結果通知	令和９年２月下旬
業務委託契約の締結	令和９年４月
業務開始	令和９年９月（予定）

※　上記スケジュールが変更となる場合は、変更後速やかに公表する。

イ　募集要項等の配布及び公表

（ア） 配布方法

本市ホームページで公表する。

窓口での受け取りを希望する場合は、予め電話で受け取りの日時を予約すること。窓口での配布は、担当課で行う。

（イ） 募集要項等に関する質問の受付

a 受付期間

令和８年 11 月２日（月）～11 月９日（月）　16 時 00 分まで

b 提出方法

募集要項等に関する質問がある場合は、様式Ⅰ「募集要項等に関する質問書」に記入して電子メールに添付し、担当課宛に送付すること。なお、当該電子メールの件名は「【包括管理業務委託】募集要項に関する質問」とすること。

c 提出先

「５（４）問合せ先・書類の提出先」とする。

d 回答公表日

令和８年 11 月 18 日（水）

e 回答公表方法

質問に対する回答は、原則として、本市ホームページへの掲載により公表する。なお、提出のあった意見・提案は、原則として公表しない。

ウ　参加資格確認

（ア） 参加資格審査に関する提出書類の受付

本委託への参加を希望する者は、様式集に示す参加資格審査に関する提出書類（様式Ⅱ-1～様式Ⅱ-7、添付書類）を受付期間内に提出すること。

（イ） 受付期間

令和８年 12 月４日（金）～12 月 11 日（金）

（ウ） 提出部数

紙媒体２部（正本１部、写し１部）

（エ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。ただし、郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

（オ） 提出先

「５（４）問合せ先・書類の提出先」とする。

持参の場合は、平日の９時 00 分から 16 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）までに担当課へ提出するものとし、前日までに担当課に連絡し、提出時間を調整すること。

（カ） 参加資格審査に関する提出書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出

本市は、提出された参加資格確認書類を審査する上で、必要があると判断した場合は、当該参加資格確認書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

（キ） 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、応募者に対し書面により通知する。

当該書面は、令和８年 12 月 18 日（金）に発送する。

エ　提案審査

（ア） 提案審査に関する提出書類の受付

参加資格確認を有すると認められた応募者は、様式集に示す提案審査に関する提出書類（様式Ⅳ-1-1、様式Ⅳ-1-2、様式Ⅳ-2-1、様式Ⅳ-2-2、様式Ⅳ-3-1～様式Ⅳ-3-16、様式Ⅳ-4-1～様式Ⅳ-4-3）を受付期間内に提出すること。

a 受付期間

令和９年１月 20 日（水）～１月 22 日（金）

b 提出部数

紙媒体８部（正本１部、副本７部）及び提出書類の電子データ（CD-R 等）

c 提出方法

持参又は郵送（書留等の受取記録が残る方法に限る）とする。ただし、郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

d 提出先

「５（４）問合せ先・書類の提出先」とする。

持参の場合は、平日の９時 00 分から 16 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）までに担当課へ提出するものとし、前日までに担当課に連絡し、提出時間を調整すること。

e 提案審査に関する提出書類の個別確認

本市は、提出された提案審査書類を審査する上で、必要があると判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うことがある。

（イ） 提案審査の実施

a 審査の実施時期

令和８年２月下旬

b ヒアリングの実施

提案審査書類を提出した応募者に対して、選定委員会が提案内容に関するヒアリングを行う。記載内容び応募者へのヒアリング内容に基づき、提案内容の審査を実施する。

ヒアリングの実施時間、実施場所、ヒアリング実施時の留意事項等の詳細は、提案審査書類を提出した応募者宛に、後日、電子メールで通知する。

c 優先交渉者の決定

選定委員会による審査を行い、優先交渉権者を決定する。決定後、速やかに落札者に通知するとともに、本市ホームページへの掲載により公表する。

（５） 応募手続きに関する留意事項

ア　募集要項等の承諾

応募者は、提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ　応募手続きの中止等

天災地変等、やむを得ない理由により、事業者の募集を続けられないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、事業者の募集を公正に実施することができないと認められるときには、当該応募者を参加させず、又は事業者の募集を延期し、若しくは中止することがある。

ウ　参加を辞退する場合

参加資格が確認された応募者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、入札日の前日までに参加辞退届(様式Ⅲ)を提出先に提出すること。

エ　提出書類の無効

本市は、参加資格審査に関する提出書類、又は提案審査に関する提出書類若しくはこれらの提出手続きが以下の事項に該当するものと認められる場合は、当該書類を提出した応募者を失格とする。

- 本市が示す提出方法と異なるもの
- 本市が示す受付期間に提出先に書類を提出していないもの
- 記載すべき事項の全部又は一部に記載されていない箇所があるもの
- 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

・　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
・　記載が不鮮明なもの
・　虚偽の内容が記載されているもの
・　審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
・　その他不正や応募手続きに違反したもの

（６） 提出書類の取扱い

ア　著作権

提案審査書類の著作権は、当該書類を作成した応募者に帰属する。ただし、本市は、本委託の公表及びその他本市が必要と認める場合において、優先交渉権者の提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

イ　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

ウ　その他

提出された書類は返却しない。

４ 業務の実施に関する事項

（１） 委託料の支払い

委託料は、委託期間内の各年度において、前払いと精算にて、事業者の請求に基づき支払うものとする。

（２） モニタリングの実施

本市は、事業者が業務委託契約で定められている業務を適切に実施し、要求水準書に示される要求水準を満たしていることを確認するため、実施状況の確認（以下、「モニタリング」という）を実施する。

モニタリングの結果、本委託の各業務が適切に履行されており、要求水準を満たしていることを確認した場合、本市は事業者へ請求書の提出を求める。

５ その他

（１） 応募に伴う費用負担

本プロポーザルへの参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

（２） 使用する言語、通貨単位等

本委託において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（３） 情報公開及び情報提供

本委託に関する情報提供は、適宜、本市ホームページ等を通じて行う。

また、本委託に関する情報公開請求があった場合は、泉南市情報公開条例（平成 11 年条例第 17 号）に基づき、提出書類を開示することがある。

（４） 問合せ先・書類の提出先

募集要項等に関する問合せ先・書類の提出先は、以下のとおりである。

泉南市　都市整備部　道路課　　担当：津村、更田、大和屋
〒590-0592　大阪府泉南市樽井一丁目１番１号
TEL：072-483-9971（直通）
FAX：072-485-1972
電子メールアドレス：douro@city.sennan.lg.jp

以上

別紙　リスク分担（案）

【凡例】
○：リスクが顕在化した場合に負担（主負担）
△：リスクが顕在化した場合に一部を負担（従負担）
空欄：リスクが顕在化しても原則として負担しない

●共通

リスクの種類		No.	リスクの内容	リスク分担	
				本市	事業者
募集要項等リスク		1	募集要項の誤りによるもの	○	
契約締結リスク		2	本市の帰責事由により契約締結中止	○	
		3	事業者の帰責事由により契約締結中止		○
		4	契約手続きの遅延	○※1	○※1
制度関連リスク	政治・行政リスク	5	本市の政策変更によるもの（本委託に直接影響を及ぼすもの）	○	
	法制度リスク（税制度は除く）	6	法制度の新設・変更によるもの（本委託に類型的または特別に影響を及ぼすもの）	○	
		7	法制度の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		○
	税制度リスク	8	一般的な税制変更（新設含む）に関するもののうち、収益関係の変更、外形標準課税に関するもの		○
		9	一般的な税制変更（新設含む）に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
		10	消費税の変更に関するもの	○	
		11	本委託に特定的な税制の変更（新設含む）に関するもの	○	
	許認可リスク	12	本市の帰責事由による許認可の遅延によるもの	○	
		13	事業者の帰責事由によるもの		○
	技術基準等変更リスク	14	施設等の設置基準、管理基準の変更等によるもの	○※2	△※2
社会リスク	住民対応リスク	15	事業者が実施する業務等に対する住民等の反対運動・訴訟・要望活動によるもの		○
		16	事業者が実施する業務等以外に対する住民等の反対運動・訴訟・要望活動によるもの	○	
	環境問題リスク	17	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、漏洩、騒音・振動の発生、土壌汚染、大気汚染、光害・臭気の発生等によるもの		○
		18	事業者が実施する業務以外のものに起因する有害物質の排出・漏洩、騒音・振動の発生、土壌汚染、大気汚染、光害・臭気の発生等によるもの	○	
	第三者賠償リスク	19	本市の帰責事由による事故等によるもの	○	
		20	事業者の帰責事由による事故等によるもの		○
		21	上記以外による事故等によるもの	○	
債務不履行リスク		22	事業者の業務放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスが要求水準を達成しない場合等		○
		23	本市の債務不履行	○	

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			本市	事業者
不可抗力リスク	24	戦争、風水害、地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの	○	△
	25	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの		○
要求水準未達リスク	26	要求水準の未達成		○
物価変動リスク	27	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う工事費等の増大によるもの		○
計画変更リスク	28	事業者の帰責事由による各種計画・要求水準の変更		○
	29	第三者の帰責事由による各種計画・要求水準の変更	○※3	○※3
計画変更リスク	30	本市の帰責事由による各種計画・要求水準の変更	○	
	31	事業者の帰責事由による各種計画・要求水準の変更		○
	32	第三者の帰責事由による各種計画・要求水準の変更	○※3	○※3
施設損傷リスク	33	通常利用による劣化によるもの		○
	34	本市の帰責事由による損傷によるもの	○	
	35	事業者の帰責事由による損傷によるもの		○
	36	事業終了後２年以内に、要求水準書に従い業務を実施していれば生じなかった損傷が発見された場合（故意または重大な契約不適合による場合は 10 年以内）		○
	37	第三者の帰責事由による損傷によるもの	○※3	○※3
施設コストリスク	38	本市が委託した内容・用途の変更をした場合によるもの	○	
	39	本市が示した対象施設の数量・条件と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大によるもの	○※3	○※3
	40	事業者の帰責事由によるもの		○
	41	第三者の帰責事由によるもの	○※3	○※3
	42	上記以外の要因による維持管理費の増大によるもの		○
市所有資機材・車両・備品損傷リスク	43	劣化によるもの	○	
	44	本市の帰責事由によるもの	○	
	45	事業者の帰責事由によるもの		○
	46	第三者の帰責事由によるもの	○※3	○※3
業務開始遅延リスク	47	要求水準の変更、その他市の指示、条件変更に伴う運営開始遅延による費用の増大	○	
	48	事業者の帰責事由による運営開始遅延による費用の増大		○
需要変動リスク	49	利用者数（交通量）が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動	○※3	○※3
	50	占用物件の申請数が想定可能な範囲を超えて増加することによる維持管理費や業務量の変動	○	

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			本市	事業者
業務中断リスク	51	本市の帰責事由による業務の中断によるもの	○	
	52	事業者の帰責事由による業務の中断によるもの		○
	53	第三者の帰責事由による業務の中断によるもの	○※3	○※3
維持管理に係る事故リスク	54	業務開始時の契約不適合要件のために生じる事故によるもの	○	
	55	本市が求める要求水準を原因とする契約不適合から生じる事故によるもの	○	
	56	事業者の実施する運営業務自体から生じる事故によるもの		○
技術革新リスク	57	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○※3	○※3
工事遅延リスク	58	本市の指示による工事間柳雄遅延によるもの	○	
	59	事業者の帰責事由による工事完了遅延んによるもの		○
工事費増大リスク	60	本市の指示による工事費の増大・予算超過	○	
	61	事業者の帰責事由による工事費の増大・予算超過		○
苦情・要望等対応リスク	62	要求水準書に記載する業務の対象範囲内において、要望・苦情受付業務の数量増加による作業増加・予算超過・対応に伴う追加費用発生等		○
	63	業務の対象範囲外の事象により、要望・苦情受付業務の数量図丘による作業増加・予算超過・対応に伴う追加費用発生等	○	

●事業終了時

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
委託終了等に関するリスク	1	業務引継ぎに伴う諸費用発生等		○
施設性能リスク	2	委託期間終了時における要求水準の保持		○

※１　それまでにかかった費用は各自が負担する。

※２　要求水準書に記載のない場合は、本市と事業者で協議し、対応を決定する。

※３　市と受託者で協議を行い、対応を決定する。